串間市奨学金返還支援事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、人口減少が進む本市において生産年齢人口を確保し、及び本市へのUIJターンを促進するため、市内に就業する者に対し、予算の範囲内において、串間市奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにつき、補助金の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　（１）　大学等　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程を置くものに限る。）その他これらに準ずる教育施設として市長が認めるものをいう。

　（２）　大学生等　大学等に在籍する者をいう。

　（３）　奨学金　独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第１項に規定する学資貸与金その他、地方公共団体等が大学生等に対して学資として貸与する資金で市長が認めるものをいう。

　（４）　就業　雇用され社会保険に加入している者又は個人で農林水産業その他自ら事業を営む者若しくはその事業専従者（所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第３項に規定する事業専従者をいう。）として継続して勤務することをいう。

（５）　市税等　市区町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税（料）、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

　（１）　令和６年４月１日以降に市内に就業していること。

　（２）　初めて補助金を申請する年度末日時点において満30未満であること。

　（３）　大学等を卒業（修了）していること。

　（４）　市内に居住（現に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律81号）に基づく住民登録を行っていることをいう。）していること。

　（５）　５年以上にわたって市内に居住する意思があること。

　（６）　奨学金の返還に関する他の補助金等を受けていないこと。

　（７）　奨学金の返還や市税等に滞納がないこと。

　（８）　国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第２条第１項に規定する国家公務 員又は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第３条に規定する地方公務員 （同条第３項第５号を除く。）でないこと。

　（９）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

　（補助金の交付期間）

第４条　交付対象期間は、補助金の交付の対象となった最初の年から起算して３か年を限度とする。

　（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、年額（４月１日から３月31日までの期間における返還額）240,000円を上限とし、３か年総額720,000円を上限とする。

２　前項の規定にかかわらず、当該者が借り入れた奨学金の額（返還免除等により返還すべき奨学金が減額されたときは、当該減額後の奨学金の額）を超えることができないものとする。

３　前２項の規定による補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

　（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、串間市奨学金返還支援事業補助金交付申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　（１）　串間市奨学金返還支援事業　収支予算書（別記様式第２号）

　（２）　卒業証明書の写し又はこれに準ずるもの

　（３）　奨学金貸与証明書

　（４）　交付対象年度の奨学金の返還金額を証するもの

　（５）　社会保険証の写し又は事業を営むことを証する書類の写し

　（６）　市税等の滞納がないことを証する書類

　（７）　住民票の写し（申請日前３か月以内に発行したもの）

　（８）　その他市長が必要と認める書類

　（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、串間市奨学金返還支援事業補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第３号）より申請者へ通知するものとする。

　（申請事項の変更及び承認）

第８条　前条の規定による申請を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から14日以内に串間市奨学金返還支援事業補助金変更申請書（別記様式第４号）に、第６条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、交付決定額の範囲内において生じた申請事項の変更について、変更申請の必要がないと認める場合はこの限りでない。

２　市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助の変更の可否を決定し、串間市奨学金返還支援事業補助金変更決定（却下）通知書（別記様式第５号）により補助決定者にその旨を通知するものとする。

　（補助金の請求及び交付）

第９条　補助決定者は、前条第２項の通知を受けた場合は、速やかに串間市奨学金返還支援事業補助金交付請求書（別記様式第６号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の請求書の提出があったときは、当該提出のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

　（決定の取消し等）

第10条　市長は、補助決定者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

　（１）　補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。

　（２）　提出書類の虚偽の記載等不正な行為があったとき。

　（３）　前２号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

　（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し費用な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別記様式第１号（第６条関係）

　　年　　月　　日

串間市長　　　　　　　　様

住所

氏名

電話

串間市奨学金返還支援事業補助金交付申請書

　　　　年度串間市奨学金返還支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第４号）第３条の規定により、関係書類を添えて申請します。

１　交付申請額　　　　　　　　　　　　円

２　添付書類

　（１）　収支予算書

　（２）　卒業証明書の写し又はこれに準ずるもの

　（３）　奨学金貸与証明書

　（４）　交付対象年度の奨学金の返還金額を証するもの

　（５）　社会保険証の写し又は事業を営むことを証する書類の写し

　（６）　市税等の滞納がないことを証する書類

　（７）　住民票の写し（申請日前３か月以内に発行したもの）

別記様式第２号（第６条関係）

串間市奨学金返還支援事業

収支予算書

◆収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額（円） | 備考 |
| 市補助金 |  | 上限24万円（（２万円/月×12月）ただし、返済期間が12月未満の場合、実際に返還した月数を上限とする。） |
| 自己負担金 |  | 申請年度の前年度に返還した額から市補助金を引いた額 |
| 合計 | ① |  |

◆支出の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額（円） | 備考 |
| 奨学金返還額 |  | 申請年度の前年度に返還した額 |
| 合計 | ② |  |

別記様式第３号（第７条関係）

文　書　番　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

串間市長

串間市奨学金返還支援事業補助金交付決定（却下）通知書

　　　年　　月　　日付で交付申請のあった、　　年度串間市奨学金返還支援事業補助金については、補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第４号）第４条の規定により、次のとおり決定（却下）することに決定しましたので通知します。

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

２　交付決定の内容

３　留意事項

（１）　申請事項に変更又は廃止が生じた場合は、14日以内に変更申請書を提出し、市長の承認を受けること。（ただし、予算の都合により受付できない場合があります。）

（２）　申請内容に虚偽その他不正があった場合又は市長の指示に従わない場合は、補助の決定を取り消すことがあること。

４　却下の場合、その理由

別記様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

串間市長　　　　　　　様

串間市奨学金返還支援事業補助金変更申請書

住所

氏名

電話

　　　　年　　月　　日付　　　－　　　号で交付決定を受けた串間市奨学金返還支援事業補助金について、申請事項を変更したいので次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| １変更内容 | （変更前） |
| （変更後） |
| ２変更理由 |  |
| ３添付書類 | ・  ・  ・  ・ |

別記様式第５号（第８条関係）

文　書　番　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

串間市長

串間市奨学金返還支援事業補助金変更決定（却下）通知書

　　　年　　月　　日付で変更申請のあった串間市奨学金返還支援事業補助金については、次のとおり決定（却下）しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １変更内容 |  |
| ２変更後の補助額 | 補助額　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

３　留意事項

（１）　申請事項に変更又は廃止が生じた場合は、14日以内に変更申請書を提出し、市長の承認を受けること。（ただし、予算の都合により受付できない場合があります。）

（２）　対象工事の遂行状況について報告を求め、又は実施調査することがあること。

（３）　対象工事が完了したときは、工事完了から30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の３月31日のいずれか早い日までに、完了報告書に関係書類を添えて市長に提出すること。

（４）　申請内容に虚偽その他不正があった場合又は市長の指示に従わない場合は、補助の決定を取り消すことがあること。

４　却下の場合、その理由

別記様式第６号（第９条関係）

年　　月　　日

串間市長　　　　　　　様

串間市奨学金返還支援事業補助金交付請求書

住所

氏名

電話

年　　月　　日付　　－　　号で交付決定のあった　　年度串間市奨学金返還支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 預金種類 | 普通　・　当座 |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |

※ 補助対象者名義の口座を記入してください。